

第3回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和7年3月5日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和7年3月5日（水） 午後1時55分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和7年3月5日（水） 午後2時35分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1 番 山崎富士子	3 番 松尾 茂敏	5 番 中川 實美	6 番 馬場 保
7 番 前田 辰己	8 番 鶴崎 高幸	9 番 田島 真一	10 番 内田 弘幸
11 番 栄木 正孝	12 番 宮寄 芳守	13 番 井出 真吾	14 番 小田 伸吾
15 番 小筏 正治	16 番 山崎 正典	17 番 坂本 博	18 番 東 康敬
19 番 林田 剛			

(2)欠席者（1名）

2 番 笠原 勝

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
課長補佐	酒井 伸也

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第15号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 日程第7 議案第16号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第8 報告第3号 非農地通知の発出について

午後1時55分開会

○事務局長（高木 謙次君） 定刻前ですけれども、皆さんおそろいようですので始めたいと思いますが、開会の前に、議案書の訂正をお願いしたいと思います。

議案書の４４ページ、一番左端の番号、２番が荒木久美子さんでありますけれども、２番から４番のところまでを全て荒木久美子さんに、矢印か何かで訂正をお願いしたいと思います。

３番に長崎県農業振興公社が入っておりますけれども、これについては削除をお願いします。その関係で、これ以降の左側の番号が２個ずつ繰り上がることになります。

あと、続きまして５５ページ。５５ページの左端の番号、４７番が４５番に繰り上がりますけれども、ここの公社となっているところの所有者です。右側に所有者が書いてあると思いますが、酒井一勝さんと住所、これが公社のところに入るようになりますので、矢印等で移動させていただきたいと思います。

最後に６１ページ。６１ページの左端の番号、８０番、２つ繰り上がりまして７８番になります。ここの公社についても消していただいて、右側に書いてあります所有者、松本ミツエさんと住所のほうを移動させていただきたいと思います。

以上です。あとの番号も、全て２つずつ繰り上がることになります。

この変更については、土地改良に参加する３条資格者の同意数の関係で変更するもので、今回の総会での承認に間に合わせたいと、土地改良区のほうからお願いがあったということで、ご迷惑をかけますけれどもご理解とご協力をよろしくお願いします。よろしいですか。

それでは、早速、令和７年第３回雲仙市農業委員会総会を開会したいと思います。

先週ですね、農業委員の田浦さんが亡くなられて、１名欠員となっております。あと本日、笠原委員が欠席ということで届出がっておりますが、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いしたいと思います。

○議長（林田 剛君） 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集り頂きましてありがとうございます。

まず最初に、２月の末に突然ご逝去をされました田浦委員に関しましては、皆さん、驚かれたと思いますが、田浦さんは、生前に農業委員会、自治会長などをされて地域に貢献されておられました。その功績に対しまして、皆様とともに敬意を表し、ご冥福を心よりお祈りしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ただいまから令和７年第３回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第１２条の規定により、１８番、東康敬委員、１番、山崎富士子委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第3号、非農地通知発出についてまでの議案特6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第11号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号81番から90番まで10件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査関係分は、申請番号81番から86番です。

申請番号81番については、県外在住の所有者が耕作できないため、地元農業者へ譲与する案件。

申請番号82番は、申請農地隣接地に住む家庭菜園程度で始めたいおじへ贈与する案件。

申請番号83番は、市外在住の所有者が耕作できないため、地元譲受人を探したが見つからず、本申請者が家庭菜園程度で始めたいと有償で譲り受ける案件。

申請番号84番は、耕作に不便で過小な面積の農地を、前回、近隣の農地を譲り受けた申請者に譲り渡す案件。

申請番号85番は、市外在住の所有者が耕作できないため、申請し、近隣住居がある申請人に有償で譲り渡す案件。

申請番号86番は、親子間の贈与です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号81番から86番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（8番 鶴崎 高幸君） 議席番号8番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会分は、申請番号87番です。

申請番号87番については、市外在住の所有者が耕作できないため、申請地近隣に在住している申請者が無償で譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号８７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、中部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号８８番から９０番です。

申請番号８８番については、耕作できない所有者から賃貸借物納で譲り受ける案件です。

申請番号８９番と９０番については、耕作利便のための相互間の交換案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。それでは、申請番号８８番から９０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 通して、何かありませんか。どうぞ。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 議席番号１０番、内田です。

この８８番ですけど、９２歳の方のほうは、８５歳の人と賃借。家族構成を見ておったら、受手のほうは５２歳の農業をしている次男がいるから、その５２歳の息子で借りてよかったんじゃないかなと思うけど、何か農業でもしよったんじゃないかな。

○議長（林田 剛君） それでは、私が地元の土地なので。

受手は息子さんがいらっしゃって、一緒に営農はされております。名義が、お父さんの名前で買っていることになる。坂本さんと義理の兄弟になられるということです。一応、農業は息子さんもされております。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第１１号、申請番号８１番から９０番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第１２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書６ページを御覧ください。

〔議案第 12 号の朗読〕

議案書 7 ページ、申請番号 14 番から 17 番の 4 件の申請があつております。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（5 番 中川 實美君） 議席番号 5 番、東部調査会長の中川です。

議案書 7 ページ、申請番号 14 番から 16 番が東部調査関係分です。

申請番号 14 番について、申請地は農振白地、10 ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で、第 1 種農地と判断しました。申請目的は農業用倉庫用地であり、例外規定に基づき、特に問題ないものと思われま

す。申請番号 15 番について、申請地は農振白地、家屋が連坦している中にある農地で、第 3 種の農地と判断しました。申請地は 20 年以上前に土地を削って現在の高さにして、農機具置場及び自家用車置場として利用されていた場所です。今回の申請目的は農業用車両置場及び自家用車の駐車場としての追認申請となります。許可に関して特に問題ないものと思われま

す。申請番号 16 番について、申請地は農振白地、10 ヘクタール未満の集団の中の農地で、第 2 種農地と判断しました。申請目的は農業用地で追認案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 14 番から 16 番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（8 番 鶴崎 高幸君） 議席番号 8 番、中部調査会長の鶴崎です。

中部調査会関係分は、申請番号 17 番です。

申請番号 17 番について、申請地は農振白地、異種目に囲まれた中にある農地で、第 3 種農地と判断しました。申請目的は駐車場用地ですが、地元神社の行事等が行われるときに、駐車場として、現宮司の所有者が近隣道路に迷惑にならないよう、駐車場を確保し、神社に提供するという事で転用申請です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号 17 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第12号、申請番号14番から17番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第13号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号58番から63番の6件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（5番 中川 實美君） 議席番号5番、東部調査会長の中川です。

東部調査会関係分は、申請番号58番から62番です。

申請番号58番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号59番から60番について、転用者が同一なので一括審議をお願いします。申請地は農振白地、国見総合支所から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は建設資材置き場用地としての追認申請です。旧町時代に、周辺は転用許可を取っていたため、申請書も含まれていると思い込み、現在まで使用していたということです。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号61番について、申請人の宅地の一部になってしまっていた農地を今回、境界線を真つすぐに引き直した結果、臨接地の宅地及び農地に双方が出入りしていた結果、それぞれ交換することです。許可に関して特に問題ないものと思われます。

申請番号62番について、申請書は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号58番から62番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（１６番 山崎 正典君） 議席番号１６番、中部調査会長の山崎です。

西部調査会関係分は、申請番号６３番です。

申請番号６３番について、申請地は農振白地、１０ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第１種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。隣接宅地との併用で、所有者の息子が親元に住居を構える案件です。例外規定の集落接続で、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号６３番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第１３号、申請番号５８番から６３番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第５、議案第１４号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書１１ページを御覧ください。

〔議案第１４号の朗読〕

議案書１２ページ、整理番号１番から議案書３０ページの整理番号３２番までです。整理番号１番から１２番は貸借に係る案件、整理番号１３番から３２番までは所有権移転に係る案件です。詳しくは別添３を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、議案第１４号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号１番から１２番について、ご質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、所有権移転に係る申請番号１３番から３２番に次いで、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第１４号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画と

あると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第15号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書31ページを御覧ください。

〔議案第15号の朗読〕

議案書32ページ、整理番号33番から議案書42ページの整理番号51番です。この議案書（案）ですが、これまで事前に機構を介して提出されていましたが、手続がスムーズにいくよう農林課が作成後、機構を介せず、直接農業委員会へ提出し、意見を求められたものです。

審議内容は、先ほどの議案第14号の集積計画の決定と同様であり、意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各議員さん質問等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それではないようですので、議案第15号は、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。（「ちょっといいか」と言う者あり）どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） すみません。もう一度、議案の14号にバックしてよかですか。

これ事務局、基盤強化法が今度で終わりますよね。その中で、今度の議案書というのはどういう形になってくるわけですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 今は、議案第14号の農用地利用集積計画と15号の促進計画があるわけですけども、令和5年4月に、もう既に促進計画というのができていまして、今現在、集積計画については経過措置期間2年間、まだ認定農家等の農用地利用集積を図るためにまだ使える計画であったので使ってきたんですけども、今後もう、この集積計画はなくなって、促進計画一本になります。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

○委員（18番 東 康敬君） その中での議案書の形というのはどうなるんですか。

○事務局長（高木 謙次君） 議案第15号の促進計画に変わります。

○委員（18番 東 康敬君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは次に、日程第7、議案第16号、土地改良事業に参加する資格についてを議題いたします。

事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書43ページを御覧ください。

〔議案第16号の朗読〕

議案書44ページから99ページに掲載の農地について、土地改良事業を実施する上で、土地改良法第3条で規定されている土地改良事業に参加する資格を有する者、つまり農地所有者または耕作者である必要があります。そのため、桃山田都市改良区からその資格を有する者であるかについて、証明を求められたものです。

今回、議案書44ページから99ページに掲載の対象農地については、事務局で所有者または耕作者であることを確認したものとなっております。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは各委員さん、質問等がありましたらお願いします。東委員。

○委員（18番 東 康敬君） この土地改良で、これの全体の総面積はどのぐらいになっているんですか。

○議長（林田 剛君） 事業面積は110ヘクタール。それで、これは新規というか、事業変更に伴う3条資格者の承諾を得るということで、もう実際に事業は進んでいる途中です。事業変更が金額的にも3分の1変更になるときは、また全体から同意をもらうということで、30人分の同意を全てまたもらい直して、評議委員会に証明を出しています。

○委員（18番 東 康敬君） 場所はどこら辺かね。

○議長（林田 剛君） 愛野展望台からゴルフ場のほうに入った、あそこら辺一帯と、ゴルフ場より手前もだし、ゴルフ場より奥のほうも。もう、県道沿いです。面工事は8年度までです。事業管理は一応、提出、令和12年までとしてある。

ほかにご質問等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それではないので、議案第16号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 続きまして、日程第8、報告第3号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書１００ページを御覧ください。

〔報告第３号の朗読〕

議案書１０１ページ、申請番号１番から５番ですが、この報告については、個人申請された分について、令和７年１月と２月に地元委員と現地確認した結果、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは各委員さん、ただいまの報告について何かありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（１８番 東 康敬君） ちょっといいですか。確認で、これ個人申請をして議案で通るじゃないですか。通って、各地主のほうに連絡が行くのは、どのぐらいかかるんですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局（酒井 伸也君） この個人申請分については、非農地判断をして発出した後の報告になりますので、もう、本人さんに通知をやっているものです。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それではお諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後２時３５分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 3月 5日

議 長

署名委員

署名委員